

# 浦安市立美浜南小学校避難所開設・運営マニュアル

平成 26 年 3 月 1 日

浦安市立美浜南小学校  
浦安市立美浜南幼稚園  
浦安市立美浜南小学校 P T A  
エルシティ新浦安自治会  
美浜西エステート自治会  
美浜三丁目自治会  
美浜六地区自治会連合会

## 浦安市立美浜南小学校避難所設営・運営マニュアル

### 避難者の基本行動

避難所（美浜南小学校）での生活は、自宅の倒壊、破損等により生活が困難な市民を原則とし、出来るだけ自宅で生活するものとする。地震が発生した場合の避難は、住民の自主的な避難とするが、避難勧告・指示等がでた場合にはこれに従う。また、避難をする場合は、以下のことに努めることとする。

- ① 避難するときは、2～3日分の食料や飲物、毛布なども持参する。
- ② 家を長期に離れる時は、電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉める。
- ③ 避難所の入口は、体育館とし、そこで住所、氏名等を登録する。
- ④ 避難所では、避難所本部役員に協力するとともに、積極的に救助委員として申し出る。
- ⑤ 履いてきた靴は、入口で脱ぎ、そのまま手に持って施設内に入る。  
(※避難袋にサンダルやスリッパなどを事前に用意しておく)
- ⑥ 学校に通学している生徒がいる避難者は、生徒を引き取った後、避難場所に移動する。
- ⑦ 引取りの生徒がない場合は、そのまま避難場所に移動する。
- ⑧ 避難所では、場所によっては机・イスを指定された廊下に搬出して使用場所を確保する。
- ⑨ 原則として、学校のトイレ、水道は使用しない。仮設トイレの設置、給水準備が完了するまで待機する。
- ⑩ ペットは避難所内（校舎内）に持ち込むことはできない。給餌等は、自己管理で行う。
- ⑪ 避難所運営のため、1階校長室に運営本部を開設するが、避難所生活が長期化する場合は、避難者自らの手で避難所を運営する避難所の自治組織を立ち上げ、避難所生活のきまり等をつくる。

浦安市立美浜南小学校

浦安市立美浜南小学校 PTA

浦安市立美浜南幼稚園

エルシティ新浦安自治会

美浜西エステート自治会

美浜三丁目自治会

美浜南小学校避難所運営マニュアル策定委員会

原案 監修 美浜六地区自治会連合会

## 目次

### 避難者の基本行動

#### 第1章 総則

第1条 目的

第2条 構成および前提条件

1. 構成
2. 前提条件

第3条 構成員および組織

1. 構成員
2. 避難所運営のための組織・団体

第4条 災害対応概略の流れ

#### 第2章 初動体制

第1条 地震時対応

1. 災害対策検討会議の開催
2. 連絡網、集合場所

第2条 津波時対応

1. 学校の対応
2. 各自治会の対応

第3条 その他災害時対応

第4条 連絡網

1. 連絡先一覧
2. 連絡手段、順位

#### 第3章 避難所運営

第1条 前提条件

1. 避難者の受入れ
2. 避難所の概要

第2条 避難所運営組織詳細

1. 避難所運営本部
2. 避難誘導班
3. 給水班
4. 衛生班
5. 行政窓口班

第3条 避難場所および関連施設位置図

別紙明細による

## 第1章 総則

### 第1条 目的

このマニュアルは、浦安市指定「避難所」とされている浦安市立美浜南小学校（以下美浜南小学校と言う）において、学校区の三自治会（エルシティ新浦安自治会・美浜西エスレート自治会・美浜三丁目自治会）並びに、学校関係者及びPTA「構成員」と言う）が連携を密にして適時適切な運営のもと、被害の軽減及び人命の尊重を図ることを、目的とする。

### 第2条 構成及び前提条件

#### 1. 構成

このマニュアルは以下①、②の場合に構成員がどのように対応するかという視点にて構成されている

#### ① 発災直後に初動を起こす場合（第2章に記載）

- 1) 地震時の対応
- 2) 津波発生時の対応
- 3) その他の災害への対応

#### ② 初動対応の後、避難所が開設される事態になった場合（第3章に記載）

- 1) 短期的な避難所開設の場合  
平成23年3月11日規模の浦安市の災害状況程度で、避難が主に水、トイレ、情報の供給基地になることを想定。
- 2) 長期的な避難所開設の場合  
上記1)を超える規模の災害が発生し、ある期間避難所で住民が生活することになった場合を想定。

#### 2. 前提条件

##### ① 想定災害規模

- \* 美浜南小学校校舎が倒壊せず、原則として利用上の危険がないことを前提とする（危険性の判定は学校が行う。）
- \* 避難所が倒壊するなど想定以上の災害があった場合は、行政との打合せに基づき対応方針を決める。

② 想定する災害発生の時間帯

- \* 美浜南小学校内に、学校職員他関係者（以下「学校職員等」という）が在校している時間帯及び夜間又は休日等が在校していない時間帯の双方を前提とする。
- \* なお、学校職員等が在校していない場合に災害が発生した時は、浦安市の直行職員（第1章第3条2③（1）定義する）が可及的速やかに駆けつけ、鍵を開けることを前提としている。

③ 想定避難者

- \* 美浜南小学校区住民
  - \* 通行者
  - \* 帰宅困難者
- （\*）美浜南小学校区域外の地域住民が多数避難する事態が発生した場合は、避難所運営の主体が当構成とはならないと思われることから、行政との打合せに基づき対応方針を決定する。

### 第3条 構成員および組織

#### 1. 構成員

本マニュアルの実施に当たっては、以下の団体がその構成員となる。

- (1) 美浜南小学校
- (2) 美浜南小学校 PTA
- (3) エルシティ新浦安自治会・美浜西エステート自治会・  
美浜三丁目自治会・美浜六地区自治会連合会
- (4) 美浜南幼稚園

#### 2. 避難所運営のための組織・団体

##### ① 避難所運営本部（本部員は対策検討会議員を兼ねる）

- (1) 本部長（美浜六地区自治会連合会）事務局から選出
  - (2) 副本部長（学校長・PTA会長・自治会長）
  - (3) 班長（教頭・PTA副会長・自治会・教職員）
  - (4) 運営委員
- （\*）担当班は、避難所運営に必要な各班（詳細は第3章にて記載）のリーダーとなる者を言う。

##### ② 救援委員

- (1) エルシティ新浦安自治会住民・美浜西エステート自治会住民・  
美浜三丁目自治会住民
  - (2) 美浜南小学校 PTA
  - (3) 災害派遣ボランティア
  - (4) 避難住民からのボランティア
- （\*）救援委員とは、避難所運営に必要な各班に於いて運営委員の指示のもとに各班の業務を現場で遂行する者を言う。

##### ③ 派遣行政担当者

運営委員、救援委員に帰属せず行政（浦安市）側の担当者として避難所運営本部と行政とのパイプ役として機能する。

- (1) 直行職員 2名  
(市内在住の市職員：夜間・休日に参集し、初期対応活動を行う。)
- (2) 時間内直行職員 3名  
(市職員：勤務時間内に発生した場合に参集する。)
- (3) 対応職員 3名  
(市内在住の学校職員：生徒在校時は、生徒対応を優先する。)

### 3. 定例会議

本マニュアル記載内容の加筆・修正・各種関連情報の関係当事者間での周知徹底および担当引継を目的として本構成員にて記載の通り定例会議を開催する。

- ① 時期 毎年5月、11月第 土曜日（別途協議） 午後1時～
- ② 場所 美浜南小学校会議室

①及び、緊急会議の必要が生じた場合。

### 第4条 災害対応概略のながれ

大規模地震発生時において、浦安市から避難所開設準備情報が発令されることを前提としているが、当該情報が発令されない場合においても、別途、美浜南小学校長もしくは避難所運営本部長の判断により運営本部を招集することが出来るものとする。

## 第2章 初動体制

### 第1条 地震時対応 (震度4以上の地震発生時の対応)

#### 1. 災害対策検討会議の開催

① 美浜南小学校（校長不在の場合は教頭、もしくは代替する学校職員等がこれに代わるものとする。以下本マニュアルにおいて単に「美浜南小」と言う。）は浦安市から避難準備情報が発信された場合、または浦安市にて災害対策本部が立ち上げられた旨の情報が発信された場合、その旨を本部長（不在の場合は副本部長）に連絡し、災害対策会議を招集し、これを開催する。

② 美浜南小学校長又は、本部長は浦安市から避難準備情報その他これに類する連絡が無くても、美浜南小学校周辺の状況に鑑み、運営本部構成員の招集が必要と判断される場合は、相互に連絡をとり、災害対策検討会議を招請し、これを開催することができるものとする。

③ 前2号の定めにかかわらず、震度5強以上の地震が発生した場合には、本部長、副本部長は、概ね6時間以内に集合し、災害対策検討会議を開催する。

(\*) 夜等、学校職員が不在の場合、鍵の所有者が到着するまでは校内に入ることはできないことに留意すること。なお、震度5強以上の震災が発生した場合、夜間であっても、浦安市からあらかじめ指名された直行職員2名は速やかに美浜南小学校に集結することになっている。防災倉庫の鍵は緊急時に駆けつけることがあらかじめ決められている市直行職員が所持している。

#### 2. 連絡網、集合場所等

① 美浜南小学校から災害対策検討会議立上げ要請を受けた本部長（本部長代理）、副本部長は、予め定められた運営委員等関係者に連絡する。

(\*) 連絡網、連絡手段の詳細は第2章第4条の記載内容参照。

② 前項の災害対策検討会議を開催する場合、本部長、副本部長は、美浜南小学校会議室に集合する。

③ 災害対策検討会議に入る委員は、他の住民等と識別するために予め指定されたユニフォーム（防災服含む）を装着して集合するものとする。



## 第2条 津波時対応 (津波注意報及び警報)

1. 津波警報が発令された場合は、美浜南小学校2階以上の教室や廊下、または屋上に避難することとする。
2. 大津波警報が発令され、美浜南小学校の屋上(11m)より高い場所に移動することが不可欠な状況が発生した場合は、美浜西エステート・エルシティ新浦安に避難することとする。ただし、当該条項記載内容については、当該内容が美浜西エステート(U R都市機構):エルシティ新浦安管理組合で承諾されることを条件とする。

## 第3条 その他災害時対応

1. 地震・津波以外の災害が発生し、美浜南小学校区の地域としての災害対策が必要と判断される場合には状況に応じて美浜南小学校長は本部長と連絡をとり(連絡が取れない場合は自主判断にて)災害対策検討会議を開催することができるものとする。
2. 対応の手順は第2章第1条に倣う。

## 第4条 連絡網

### 1. 連絡先一覧

連絡先は本マニュアル「別紙1 連絡網、災害時連絡先等」に記載されている。また連絡先等に変更があり次第(例:自治会役員の変更)、従前委員は本マニュアルの構成員の変更は必ず行う。

### 2. 連絡手段・順位

各構成員同士は以下の手段で連絡を取り合うこととする。

- ① 防災無線
- ② 自宅電話および携帯電話
- ③ PCメールおよび携帯メール
- ④ 各自治会内での災害掲示板(伝言板)
- ⑤ 自転車または徒歩

## 第3章 避難所運営

### 第1条 前提条件

#### 1. 避難者の受け入れ

- ① 災害発生直後の緊急避難時は、人道上に配慮し、避難者は全員受入れる。
- ② 災害発生後安定状態になった時は行政と連携し当校区避難所で受入れるべき避難者の範囲を明確にして対応する。

\*美浜南小学校：エルシティ新浦安自治会、美浜西エステート自治会、美浜三丁目自治会、帰宅困難者

- ③ 本章記載内容は災害発生直後のことを想定したのではなく、発生後一定時間が経過し避難所を開設運営する状態になった場合のことを想定している。
- ④ 避難所を使用する避難者は3日間程度の水・食料は自助努力で準備しておくことを前提とする。(各自治会で住民と自治会備蓄をあわせて3日間程度の水・食料を確保するよう普段から備える必要がある。)

#### 2. 避難所の概要

- ① 短期避難所の場合（東日本大震災時の於ける浦安市の被災規模）

\* 避難所の目的

寝泊りの為の避難所として運営される期間は数日で、避難所としての主たる目的は情報収集、食料・水の供給、トイレ利用等の基地として利用される。

\* 避難所で必要とされる役割

受付誘導・給水支援・仮設トイレ管理・情報伝達・相談窓口等。

- ② 長期避難所の場合（上記①の想定を超える被災規模）

\* 避難所の目的

避難者が生活の場として比較的長期間利用することに加えて避難所で生活しない地区住民も利用する避難所を想定。

\* 避難所で必要とされる役割

食料配給・エネルギー管理・資材調達管理・医療救命・衛生清掃・修理修復・学校こども・施設管理・防犯対策その他

(\*) 災害の規模に応じて、適宜班を設置し運営の当たる。

## 第2条 避難所運営組織詳細

1. 避難所運営本部「本部長」：美浜六地区自治会連合会会長（補佐事務局長）  
「副本部長」：学校長、PTA会長  
エルシティ新浦安自治会会長  
美浜西エステート自治会会長  
美浜三丁目自治会会長
  
2. 避難誘導班（班長）
  - ① 避難者受付の設置（原則として美浜南小学校体育館入口）
  - ② 各自治会受付長机、登録記録用紙、掲示板など用意
  - ③ 要支援者名簿、登録、人数確認
  - ④ 避難場所の掲示、避難経路指示案内
  - ⑤ 避難場所への誘導
  - ⑥ 避難者からの苦情、相談対応
  - ⑦ 要支援者・女性のための収容場所の設置
  - ⑧ 防火対策（火の用心）
  - ⑨ 避難所施設内使用規定の策定と管理
  - ⑩ 防犯活動
  - ⑪ 施設の安全確認
  - ⑫ 収容場所の確定
  
3. 給水班（班長）
  - ① 公助による給水作業の支援（行政との調整）
  - ② 給水時間、給水量、順序などの情報を把握し避難者への伝達
  - ③ 受給水体制の管理、支援員の管理
  - ④ ペットボトル等、避難所のある防火設備の配布、管理
  - ⑤ 公助による食料配布の支援と秩序維持および配布規定管理（行政との調整）
  - ⑥ 備蓄食料の管理

（\*）公助による給水、食料配布に関しては、自宅に避難しているが援助を必要としている人にも配慮する。

#### 4. 衛生班（班長）

- ① 公助による仮設トイレの配置支援、設置個数の把握（行政との調整）
- ② 防災備蓄倉庫の仮設トイレの設営・管理
- ③ 冬季暖房設備の確保・停電対応手配
- ④ トイレなどの衛生管理・清掃
- ⑤ 避難所施設の衛生・清掃管理
- ⑥ ごみ処理対応
- ⑦ 救急連絡手段の手配方法の確認
- ⑧ 医療資材管理（女性用備品対応にも留意）

#### 5. 行政班（班長）

- ① 外部支援組織との連絡調整（行政主導による1次、2次、3次医療施設等）
- ② 救急連絡手段の手配方法の確認
- ③ 弱者保護体制の確保
- ④ 不足資材、必要資材の確認と調達
- ⑤ 応急修理、修復
- ⑥ 燃料調達手配
- ⑦ 乳幼児、弱者対応

第3条 美浜南小学校施設内での以下想定場所は添付資料の通り。 美浜南小学校施設内での以下想定場所は添付資料の通り。

- \* 避難場所
- \* 要支援者・女性のための避難場所
- \* 仮設トイレ
- \* 避難所運営本部および会議室
- \* 防災備蓄倉庫
- \* 給水所、給水タンク
- \* 医療・医務室

付則

平成26年3月1日より施行